



公益社団法人日本山岳ガイド協会

〒160-0008 東京都新宿区三栄町 18 番地 丸藤ビル 201 号

TEL: 03-3358-9806 FAX: 03-3358-9780

e-mail: office@ifmga.com

令和 3 年 5 月 15 日

新型コロナウイルス感染症対策のための業務再開ガイドライン Vol. 1 1

—コロナ緊急事態宣言による中小法人・個人事業主への一時支援金制度の紹介—

公益社団法人日本山岳ガイド協会
特別委員会コロナ対策プロジェクトチーム

大都市圏を中心に緊急事態宣言が発令され、さらに延長されました。また、コロナ禍は、変異株の拡大により、ますます感染者数が増えて、とどまるどころを知りません。そのような中、ガイド業務はさらに苦境に追いやられています。特に専門ガイドにとっては、まさに死活問題となっています。そこで、すでにご存知の方や申請済みの方もおられるかと思いますが、標記の支援金についての概要と申請方法をお知らせしますので、ぜひご活用ください。

- ・ 事業名 **緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金事務事業**
- ・ 管轄官庁 **中小企業庁**
- ・ Web サイト <https://ichijishienkin.go.jp/>

・ 概要

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき 2021 年 1 月 7 日に発令された新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）に伴う飲食店の時短営業又は不要不急の外出・移動の自粛により、特に大きな影響を受け、売上が大きく減少している中堅企業、中小企業その他の法人等及びフリーランスを含む個人事業者に対して、緊急事態宣言の影響が特に大きい 2021 年 1 月から同年 3 月までの期間における影響を緩和して、事業の継続を支援するため、事業全般に広く使える一時支援金を迅速かつ公正に給付するものです。（Web サイトより）

- ・ 給付額 **最大法人 60 万円、個人 30 万円**
- ・ 該当する法人及び事業者

①緊急事態宣言による飲食業の営業制限、②緊急事態宣言による不要不急の外出・移動の制限のいずれかの影響を受けている事により、2021 年 1 月、2 月、3 月の売上が 2019 年または 2020 年に比べて半分以下になった会社及び事業者が該当します。

※ガイド業は②により売上が半減したという事で該当します。

そして重要な事は、業種や所在地は問わずに全国の中小会社及び事業者が該当すると言う事です。例えば、緊急事態宣言下の隣県である山梨県や静岡

県などの事業者でも、その顧客が首都圏など緊急事態宣言下の地域の人であれば、当然、参加して頂けない事から売上に大きく影響を受けていると考えられます。

・申請方法の概略

(法人と個人では異なります。それぞれの Web サイトでの該当部分をお読み下さい。)

準備する書類を確認して全て用意する

- ① 入力項目の確認
- ② Web サイトにマイページをつくる
- ③ 事前確認機関（最寄りの税理士など）の確認を受ける
- ④ 申請（入力項目及び資料の添付）

以上、簡単な紹介ですが、**期日が今月末**と迫っていますので、至急のご案内とさせて頂きました。Web サイトを落ち着いて良く読み、手順・必要書類を用意して事前確認機関を探して作業を進めて下さい。

以上よろしくお願ひ致します。